# (仮称)草津市文化振興条例

## 制定にかかる方針について

### １．基本的な考え方

文化に関しては、特に統一された定義がなく、広くは、人間が関わる全ての生活様式が文化であると解釈される場合もある。

従って、国や自治体が文化振興を施策として実行していくためには、その対象とする文化の定義が必要であり、本条例では、国の文化芸術振興基本法で定められた施策の範囲を基本としながら、本市の独自性を加味した定義を定めていくこととする。

また、施策の方向性として、本条例では基本施策を定めていく予定であるが、これまで、本市で実施されてきた、芸術や歴史、伝統などに関する様々な事業を体系的に整理するとともに、本市の特性や将来めざすべき姿を明確にし、「草津らしさ」として反映させていくこととする。

文化芸術振興基本法（第 8 条～14 条）に定める施策の対象範囲

芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化、国民娯楽、出版物及びレコード等、有形及び無形の文化財並びにその保存技術、地域における文化芸術

### ２．条例の位置づけ

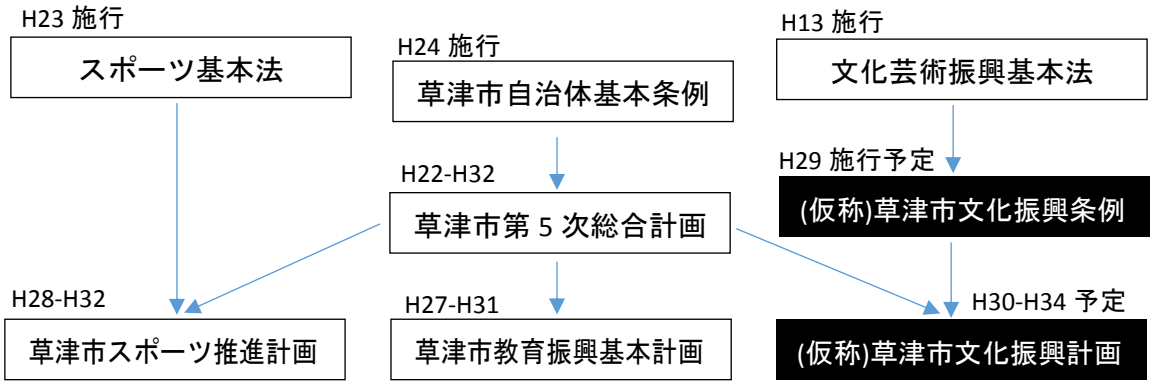

## ３．条例の内容について

▼条例に規定する主な項目（案）

①目的　　：条例の目的を規定
②定義　　：条例で使用される用語を定義
③基本理念　　：文化を振興する上での基本理念を明示
④主体毎の役割　：市の役割、市民の役割、文化団体等の役割を規定
⑤振興計画　　：条例に定める規定の実効性を担保するため、計画の策定について規定
⑥文化振興施策　：人材育成、情報取集・発信、連携・協力等
⑦審議会の設置　：所掌事項、市長への提案権　　など

## ４．制定スケジュール

※別紙のとおり

## ５．文化振興審議会の設置

▼担任事務

（仮称）草津市文化振興条例に規定すべき事項の検討や、文化振興に関する計画の策定および推進、その他の文化振興に関し必要な事項について調査・審議する

▼文化振興審議会の委員構成（定員 15 名以内）

①学識経験を有する者
②関係する団体から選出された者
③公募市民
④その他教育委員会が必要と認める者

## ６．合意形成プロセス

①審議会への諮問（※公募委員の委嘱）
②パブリックコメントの実施
③庁内会議の開催（関係課会議、副部長会議、部長会議）
④議会への報告
⑤教育委員会／社会教育委員会議への報告
⑥関係団体への意見聴取（21 世紀文化芸術推進協議会等）